

**洋上風力発電関連産業の立地促進策を検討するための調査事業業務委託
企画提案の募集に係る質問及び回答**

資料名	質問	回答
—	千葉県海域における民間企業の洋上風力に係る入札支援案件を実施している場合（今後も実施する場合）に、その入札支援案件に携わっている担当者は、本件委託事業に関わることは可能か。	<p>再エネ海域利用法に基づく公募に関する参加資格等は公募占用指針で規定されるものであるため、本業務に係る海域の公募が始まっていない現段階において、千葉県海域における民間企業の洋上風力に係る入札支援案件に携わる担当者が、本件受託事業に関わることをただちに制限されるものではない。一方で、本業務に係る契約書には「秘密の保持等」に係る条項を規定するため、本業務で知り得た情報を公募参加者への支援業務に活用しないよう、適切な体制構築等に留意いただきたい。</p> <p>なお、本業務期間中に再エネ海域利用法に基づく当該海域の公募が開始された場合には、国が策定する公募占用指針に従い適切に対応いただきたい。</p>